

沖縄県こども計画(仮称)策定に向けた今年度の取組

1. 沖縄県におけるこども計画の策定について P 1
2. 庁内推進会議について P 2
3. 沖縄県こども計画策定の体制について P 3
4. 沖縄県こども計画策定スケジュール P 4
5. 沖縄県こども計画の作業イメージについて P 5
6. 沖縄県こども計画の骨子について P 6
7. こども計画に係る各種計画・会議体の統合 P15
8. 素案たたき台・第3章の主な変更箇所 P16

令和 6 年11月

こども未来部こども若者政策課

1 計画策定の背景

- こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた「**こども基本法**」が施行（R5.4月）
 - ・こども施策の策定、実施（義務）
 - ・県こども計画策定（努力義務）
 - ・施策策定におけるこども及び養育者等の意見を反映させる措置を講ずること（必須事項）
- 同法に基づき、基本的な方針や重要事項等を定めた「**こども大綱**」策定（R5.12月）
 - ・こども大綱に包含される事項
 - ①少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ②子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ③子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

2 沖縄県における計画策定

- こども基本法及びこども大綱を踏まえつつ、迅速かつ総合的にこども施策を推進するため、「**沖縄県こども計画(仮称)**」を策定する。
（計画策定作業：R6年度、計画期間：R7～R11年度）
- 同計画は、関連する上記3法に係る事項を包括し、下記の既存計画を統合した計画として位置付ける。
 - ・子ども貧困対策推進法に関する法律に基づく「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）R4～R8」
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）R2～R6」

1 こども施策推進会議への移行

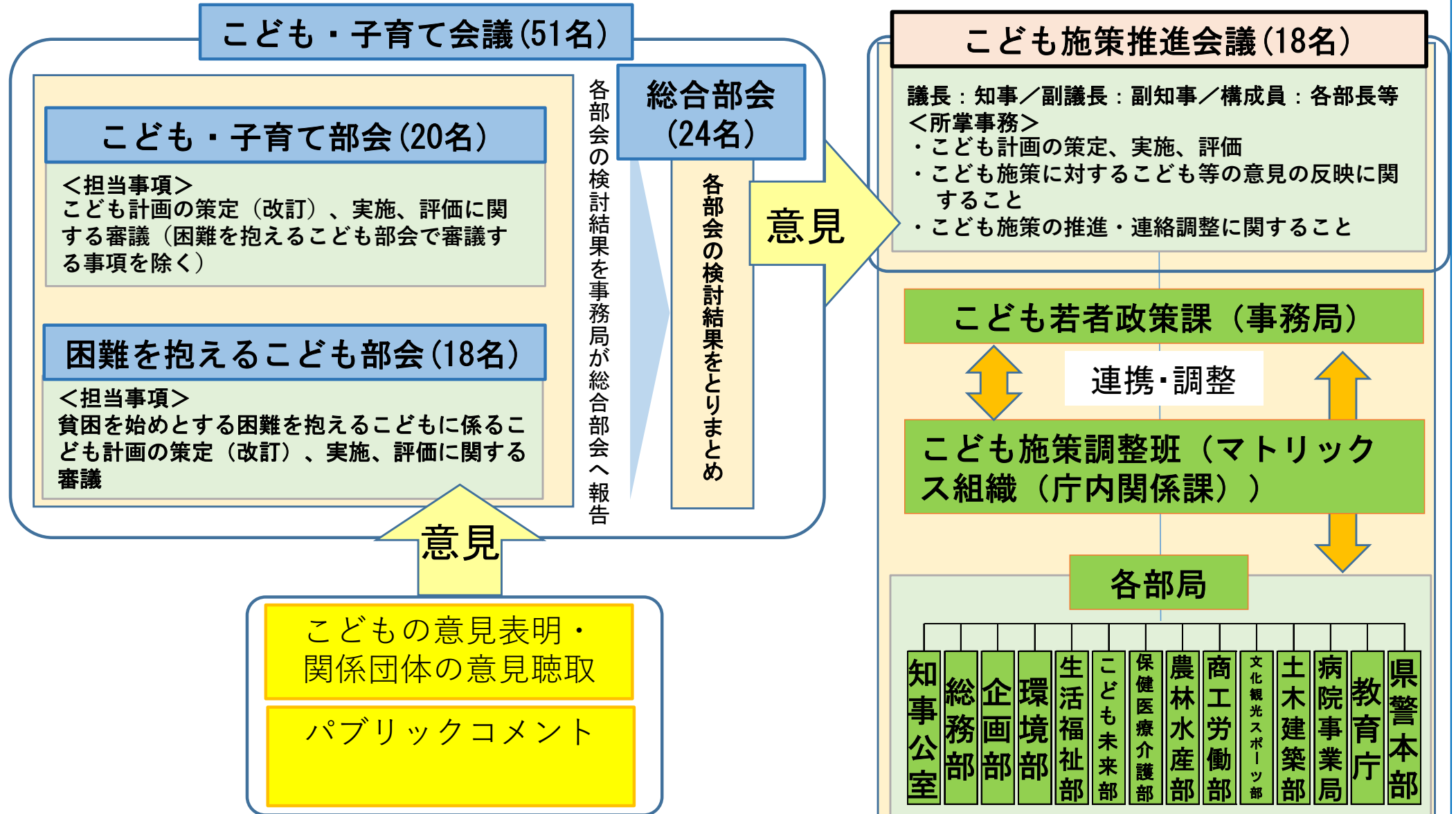
- こども計画は、「沖縄県子どもの貧困対策計画」（以下、「子貧困計画」という。）を含む2つの既計画を統合しつつ、更に少子化対策や子ども・若者育成等の施策を盛り込むことで、多岐分野にわたる計画となる。
- そのため、こども計画の策定及びその施策の推進にあたっては、子どもの貧困対策を推進する体制と同様に「全庁的な取組み」と「更なる連携の強化」が必要となる。
- 以上を踏まえて、子貧困計画に基づく施策の推進を目的とした「沖縄県子どもの貧困対策推進会議」については、こども計画の策定及び子どもの貧困対策等のこども施策を審議するため「**沖縄県こども施策推進会議**」へと移行（R5.12）し、庁内連携体制を確保

2 こども等の意見表明等の取扱いについて

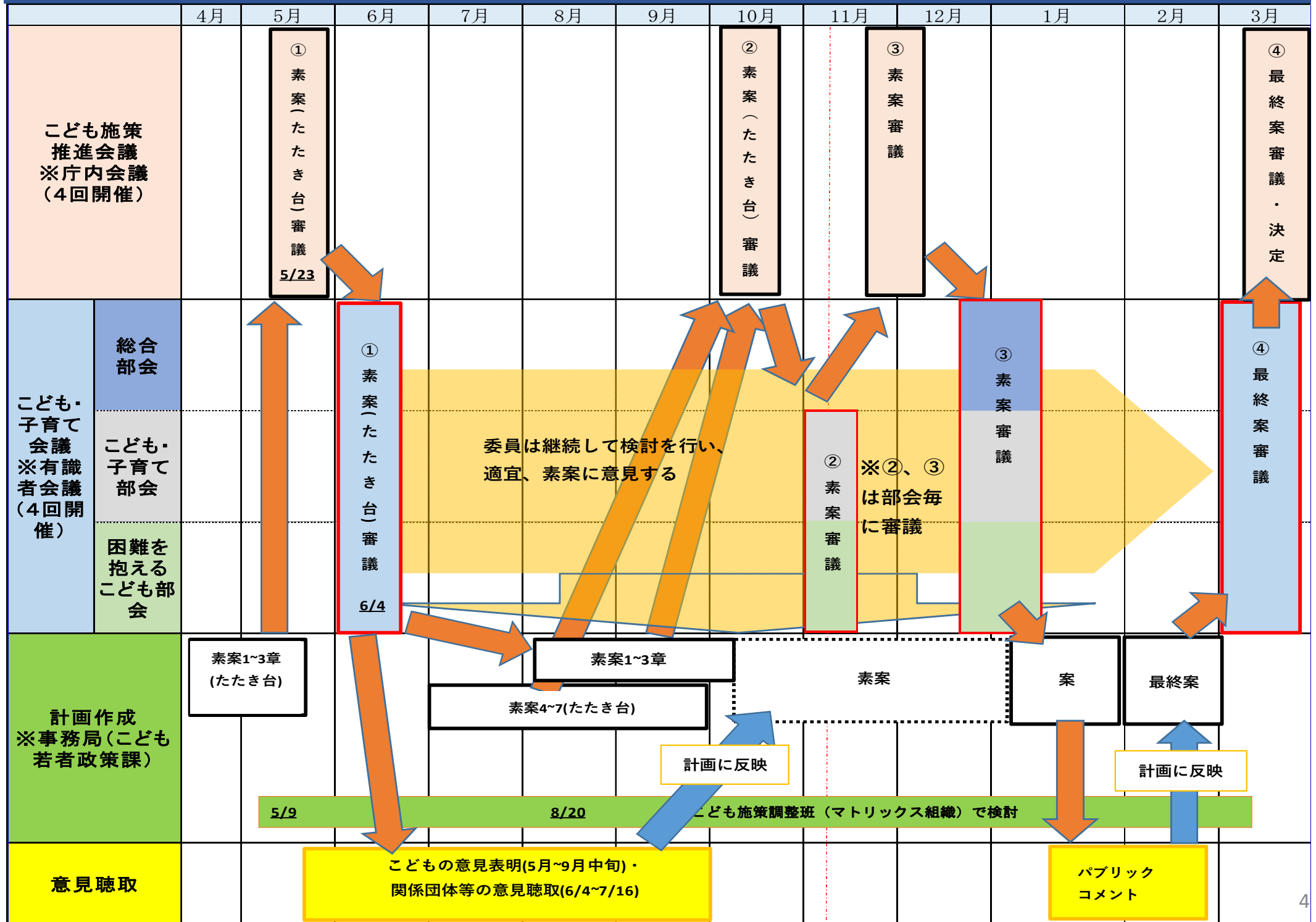
- こども基本法では、こども計画のみならず、こども・若者に関連する施策（例：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、観光振興計画、公園整備計画等）の策定等に当たっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。
- 当該推進会議では、各部局におけるこども等の意見表明取組の取組状況等についても、確認・情報共有を図っていくものとする。

沖縄県こども計画策定の体制について

- 庁内会議のこども施策推進会議を設置 (R5. 12)
- 外部有識者会議のこども・子育て会議を設置 (R6. 4)
- マトリックス組織のこども施策調整班を設置 (R5. 4)
- こども等からの意見表明及びパブリックコメントにより意見を集約



沖縄県子ども計画策定スケジュール



沖縄県こども計画の作業イメージについて

R
5

たたき台作成
有識者会議等の整理（事務局）

- ✓こども大綱、新・21世紀ビジョン基本計画、子どもの貧困対策計画等を参考にたたき台を作成
- ✓計画の審議を行う有識者会議・庁内会議の整理

R
6

素案（たたき台）作成（事務局）

- ✓計画の素案（たたき台）を、こども大綱や各計画に基づき作成し、マトリックス組織等により内容確認

庁内会議①（5月23日）

- ✓素案（たたき台）の審議
- ✓意見聴取方法及び作業スケジュールの報告

意見聴取（事務局）（5月中旬～10月上旬）

- ✓こどもたちの意見表明
- ✓関係団体等からの意見聴取

有識者会議①（6月4日）

- ✓素案（たたき台）の審議
- ✓意見聴取方法及び作業スケジュールの報告

計画素案作成（事務局）

- ✓意見聴取結果を反映し、素案（1～3章）作成
- ✓たたき台（4～7章）を作成し、こども施策推進会議②で審議（10月）

有識者会議（部会）②③（11月上旬～1月中旬）

- ✓素案を審議 ②11/5, 11/13開催
- ③12月～1月開催

庁内会議③（11月下旬）

- ✓素案を審議 ③11月下旬

案作成・意見聴取（事務局）（1月～2月）

- ✓有識者会議の審議を基に計画案を作成
- ✓パブリックコメントを踏まえ、最終案を作成

有識者会議④（3月中旬）

- ✓最終案の審議

庁内会議④（3月下旬）

- ✓最終案を審議し計画の策定

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 2 基本理念 3 基本方針 4 計画の位置づけ 5 計画の期間 6 計画の対象

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

- 1 人口の現状 2 子育て環境の現状と課題 3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題
4 こども・若者を取り巻く現状と課題

第3章 こども施策に関する重要施策

- 1 ライフステージを通じた重要施策
2 ライフステージ別の重要施策 (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期
3 子育て当事者への支援に関する重要施策 4 最重要課題の解消に向けた施策 (こどもの貧困対策)

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援プラン）

県設定区域の設定、各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映 2 こども施策の共通の基盤となる取組 3 施策の推進体制等

第6章 こども計画に関する指標

- 1 こども計画に関する指標及び目標値

第7章 個別施策集

※第3章～第6章の各施策・指標を各計画等に紐付けて整理し可視化する

施策	こどもの貧困対策計画	少子化対策	子ども・若者育成支援	黄金っ子応援プラン	指標 (目標値○年度)
△△対策	○	○	—	○	□%

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こども基本法及びこども大綱を踏まえ、総合的にこども施策を推進するため、「沖縄県こども計画」を策定する。

2 基本理念

社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指す。

3 基本方針

- (1) こどもの人権尊重
- (2) こどもの意見表明・社会参画
- (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援
- (4) 環境に左右されることのない支援
- (5) こどもを取り巻く環境整備
- (6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

4 計画の位置づけ

こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」、
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」、
新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の個別計画等の各種計画の位置づけ

5 計画の期間

令和7年度～令和11年度

6 計画の対象

本計画に基づく施策の対象とするこどもの年齢については、必要な施策ごとに対象者を定める。

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

1 人口の現状

- (1) 現状 (2) 人口変動の要因 (3) 出生率低下の背景

2 子育て環境の現状と課題

- (1) 子ども・子育て施策に関する本県の取組 (2) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題
- (3) 保育士の育成・確保の現状と課題 (4) 幼稚園等の利用の現状と課題
- (5) 放課後児童クラブの現状と課題 (6) 認可外保育施設の現状と課題
- (7) 障害児・医療的ケア児童等への支援の現状と課題
- (8) 保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状と課題

3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題

- (1) こどもの貧困解消に向けた本県の取組 (2) 経済的な困難を有するこどもの状況
- (3) 教育環境 (4) 養育環境 (5) 雇用環境

4 こども・若者を取り巻く現状と課題

- (1) こども・若者育成に係る本県の取組
- (2) 困難を抱えるこども・若者の現状
- (3) 若年者の就労等状況

第3章 こども施策に関する重要施策

■こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、こども・若者のライフステージ別に提示。まず、ライフステージを通して縦断的に実施すべき施策を示し、その次にライフステージ別の施策、子育て当事者への支援に関する施策、最重要課題の解消に向けた施策（こどもの貧困対策）を示す。

1 ライフステージを通じた重要施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要施策

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

4 最重要課題の解消に向けた施策

- (1) **こどもの貧困対策**

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援プラン）

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針における都道府県必須記載事項と任意記載事項を明記。質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る施策並びに保護を要するこども養育環境の整備等の支援等を行う。

1 県こども・子育て支援事業支援計画の基本的な考え方(任意)

2 県設定区域の設定(必須)

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期(必須)

- (1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方
- (2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

4 県の認可・認定に係る需給調整(任意)

- (1) 需給調整の基本的な考え方
- (2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整
- (3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整について
- (4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保(必須)

- (1) 認定こども園への移行支援
- (2) 保・幼・こ・小連携の推進
- (3) 地域子ども・子育て支援事業

6 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上(必須)

- (1) 教育・保育を行うものの必要見込み数
- (2) 教育・保育等従事者の確保
- (3) 幼児教育・保育の質の向上

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

■こども・若者の社会参画と意見反映を進めるための取り組みや施策を推進するための庁内の体制や関係機関等との連携等を示す。

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進
- (2) 多様な声を施策に反映させるための環境整備
- (3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- (1) 庁内の推進体制
- (2) 国、市町村等の連携
- (3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金
- (4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価

第6章 こども計画に関する指標

- 既存計画である子どもの貧困対策計画及び子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援プラン）に関する指標に加え、こども大綱を勘案し、指標を設定する。
- こども大綱において、指標は「「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」の2種類が設定されているため、県計画も大綱にあわせて2種類設定する。

1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標

→こども・若者や子育て当事者の視点に立った指標で、当事者の意識を図るもの

- ✓ 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合等、9の指標を設定(別添指標①のとおり)
- ✓ こども大綱に定める「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を基に作成

2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

→こども・若者や当事者の状況を客観的に図るもの

- ✓ 沖縄こども調査による困窮世帯の割合等、97の指標、24の参考指標※を設定（別添指標②のとおり）
※参考指標とは、毎年度の現状値は把握するが目標値を定めていないもの。PDCAの評価対象外となる。
- ✓ 下記の指標を勘案し作成
 - ・こども大綱に定めるこども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標
 - ・沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）（45の指標、19の参考指標）
 - ・第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画（37の指標）

第6章 こども計画に関する指標

(参考) 沖縄県子どもの貧困対策計画における子どもの貧困に関する指標

No	区分	指標名	沖縄県		全国	出所	
			基準年度 又は年 (R3年度)	目標値 (R8年度)			
1	主要 指標	沖縄子ども調査による困窮世帯の割合	23.2% (R3年度)	19.8%	—	県：沖縄子ども調査(0～17歳調査)	
2		電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 12.7% ガス料金 11.7% 水道料金 10.3% (R3年度)	電気料金 11.9% ガス料金 11.1% 水道料金 9.7%	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (H29年)	県：沖縄子ども調査(0～17歳調査) 全国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)
			子どもがある全世帯	電気料金 6.2% ガス料金 5.9% 水道料金 5.2% (R3年度)	電気料金 5.6% ガス料金 5.2% 水道料金 4.7%	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (H29年)	
3		食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料 42.0% 衣服 44.4% (R3年度)	食料 39.3% 衣服 42.1%	食料 34.9% 衣服 39.7% (H29年)	県：沖縄子ども調査(0～17歳調査) 全国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)
			子どもがある全世帯	食料 20.2% 衣服 23.0% (R3年度)	食料 18.0% 衣服 20.6%	食料 16.9% 衣服 20.9% (H29年)	
4		経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験	6.2% (R3年度)	3.2%	—	県：沖縄子ども調査(0～17歳調査)	
5		子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	重要な事柄の相談	12.1%	10.5%	8.9%	県：沖縄子ども調査(0～17歳調査) 全国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)
			いざという時のお金の援助	41.5% (R3年度)	33.7%	25.9% (H29年)	

第7章 個別施策集

- 第3章こども施策に関する重要施策、第4章子ども子育て支援事業計画、第6章こども計画に関する指標について、各計画等に紐付けて整理する
- こども計画で取りまとめた施策がどの計画等に紐付く施策かを可視化

※第7章は、第3章～6章の作成後に各項目を入力する。

第7章 個別施策集（素案たたき台）

ここでは、第3章こども施策に関する重要施策、第4章子ども子育て支援事業計画、第6章こども計画に関する指標について、こどもの貧困の解消に向けた対策、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子ども子育て支援事業支援計画のどの計画（対策）に位置づけられる施策かを掲載しています。

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第6章から転記

指標名	基準値	目標値
こどもの権利条約の認知度		
人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合（小中）		

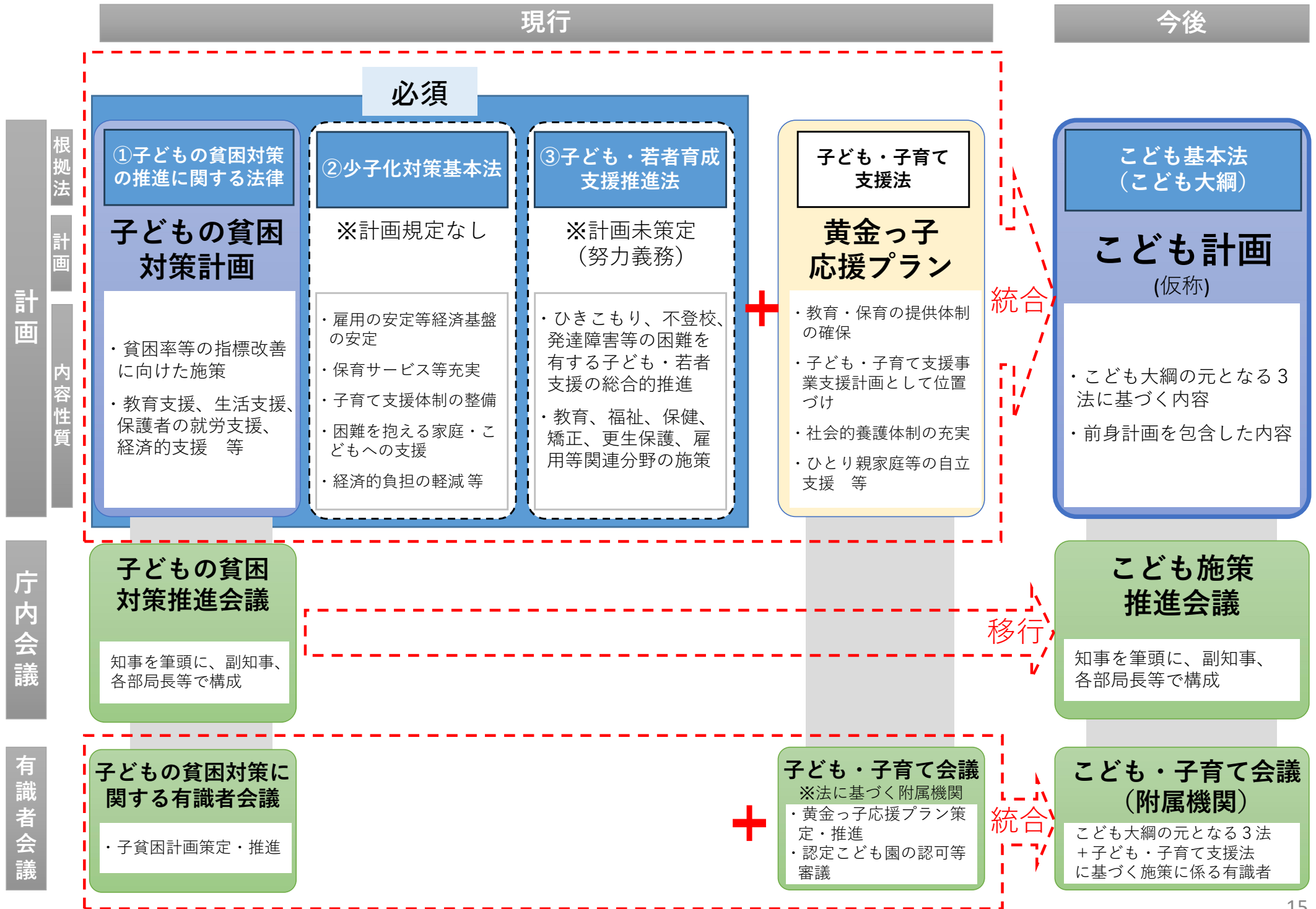
ア 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

第3章から転記

施策	具体的施策	こどもの貧困の解消に向けた対策	少子化社会対策	子ども・若者育成支援	子ども・子育て支援事業支援計画
① こどもの権利に関する周知・啓発	子ども・若者への、こども基本法、こどもの権利条約、こども計画の情報提供・啓発				
	子ども・若者が権利の主体であることの周知・啓発				
② 人権教育の推進	人権教育に関する講話				
	体験活動への支援				
	道徳教育研究推進校の設定				
③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築	「子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の更なる普及啓発、各種相談窓口の周知及び連携強化				
	こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置				

該当する施策に○

こども計画に係る各種計画・会議体の統合



1 構成の変更

(変更前) 各取組を箇条書き

(変更後) 節・項・目・番号(1-(1)-ア-①等)に再整理した上で、文章化
項・目((1)・ア等)において、課題・方向性を総括したリード文を追記

2 「こどもの貧困対策」の構成(3章-4-(1))

(変更前) こども大綱の記載内容に沿った項目に整理

(変更後) 下記を3本の柱として再整理

ア ライフステージに応じた施策の充実強化

これまで取り組んできたつながる仕組みの構築や、ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援をより効果的に行い施策の充実・強化を図る。

イ 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

貧困の連鎖を断つため、こどもの自立に向けて、学習・進学支援、体験・交流等の充実を図る。

ウ 支援につながっていないこどもとその家庭への支援体制の構築

支援が届きにくい、又は届いていないこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実を図る。

素案たたき台 (R6. 6. 4)

修正案

第3章 こども施策に関する重要施策

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

(変更後)
● 項・目毎 ((1)・ア等) において
施策における課題・方向性を総括したリード文を記載

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

(こども家庭センターによる切れ目のない支援)

- ・市町村において母子保健、児童福祉、子育て等各担当職員及び関係機関等との連携を強化し、妊娠前から子育て期にわたり切れ目のない支援の充実が図れるよう母子健康包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置及び母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」への移行を支援する。
- ・センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組む。

(妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化)

- ・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行う。(再掲)

全ての健康包括同センター関係者等の

(変更前) 各取組を箇条書き

(変更後)

- 節・項・目・番号 (1-(1)-ア-①等) に再整理
- 文章化

する母子
策のため、
に關する

第3章 こども施策に関する重要施策

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる環境が必要です。

このため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実に取り組みます。

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制を確保し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備するとともに、必要に応じて適切な支援につなげる体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

① こども家庭センターによる切れ目のない支援

母子保健と児童福祉両機能の連携により、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、市町村の取組を促進するため、同センターにおいて中核的役割を担う統括支援員やこども家庭支援員等専門職の確保及び人材育成について、市町村と連携して取り組みます。

② 妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化

市町村において、公費負担による定期的な妊婦健康診査の受診を促進するとともに、こども家庭センター等において母子手帳交付時等に、妊婦に対する保健指導やハイリスク妊婦へのフォローアップ支援を行うなど、妊娠中における母体の健康の保持増進を図ります。

沖縄県女性健康支援センターにおいては、安心して出産・妊娠できるよう妊娠中の体の変調や出産後に対する不安など、妊婦が抱える悩みに対する相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、対象者への情報提供に取り組みます。

また、こどもを望む夫婦に対しては、沖縄県不妊・不育専門相談センターにおける相談支援を行うとともに、適正な治療等を受けられるよう、先進医療に係る治療費用の一部助成を行うなど、精神的、経済的負担の軽減を図ります。